

平尾霊園合葬式墓所への埋蔵・改葬について

《埋蔵・改葬手続きに必要なもの》

○福岡市霊園利用許可証（原本）

※ 利用者自身が亡くなった場合などで、許可証が見つからない場合は、事前予約時にその旨を平尾霊園管理事務所職員に伝えてください。

○霊園埋蔵・改葬届

○下記のうちいずれか

●死体（胎）埋・火葬許可証（原本）

※火葬場で発行してもらってください。

●改葬許可証（原本）

※すでに他の墓地や納骨堂に埋蔵、収蔵されている焼骨を市立霊園に移すときは、「改葬許可証」が必要です。改葬許可証は、現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で発行しますので、各市町村役場にお問い合わせください。

なお、大まかな流れは次のとおりです。

① 埋蔵証明書の発行

現在焼骨がある墓地や納骨堂の管理者から、「埋蔵証明書」を発行してもらいます。

② 改葬許可証の発行

①の「埋蔵証明書」を添えて、現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で申請し、「改葬許可証」の交付を受けてください。

③ 焼骨を引き取る

②の「改葬許可証」を提示して、現在焼骨がある墓地や納骨堂から焼骨を引き取ります。なお、土葬骨の場合は焼骨にしてください。

④ 合葬式墓所に焼骨を納骨します。

■平尾霊園合葬式墓所への埋蔵について

合葬式墓所への焼骨の埋蔵は、**事前予約制**です。

まず、平尾霊園管理事務所へ電話又は窓口で、埋蔵日を予約してください。

〈埋蔵当日の手続き〉

- ① 予約時間に、平尾霊園管理事務所にお越しください。管理事務所職員が、合葬式墓所内の受付窓口までご案内します。
- ② 埋蔵・改葬届にご記入いただき、必要書類を確認します。
- ③ 市がお渡しする専用の納骨袋に、ご自身で焼骨を移し替えていただきます。
業者をお願いされるなど、焼骨の移し替え作業を納骨日前までにお済ませになりたい方は、納骨袋を前もってお渡しいたしますので、予約時にお申し付けください。
- ④ 合葬式墓所内のホールでお別れし、焼骨を施設管理者がお預かりします。
- ⑤ 埋蔵室への納骨作業は、施設管理者で行います。利用者の立ち入りはできません。
また、埋蔵場所の指定もできません。

【注意】

- 埋蔵できるのは焼骨のみで、遺品等は納骨袋に入れられません。
- 骨つぼ内部が濡れている場合は、事前に焼骨の洗浄・乾燥等をお願いします。
- 個別埋蔵室に埋蔵できる骨つぼは、幅・奥行・高さが、いずれも20cm以下で不朽性のものに限りません。

【問い合わせ先】 平尾霊園管理事務所

〒815-0071 福岡市南区平和4丁目1番

電話 (092) 531-0655 FAX (092) 401-0280